

福祉部

議案第137号 大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第137号大津市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

明日都浜大津内にあります、子育て総合支援センターについて、組織再編によるこども未来部の設置にあたって、市民に分かりやすい組織名称に変更するため、大津市子育て総合支援センター内のつどいの広場「ゆめっこ」の愛称が市民の間で親しまれ広く浸透していることから、施設名称とするため、条例改正をしようとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。